

平成24年度概算要求における主な非正規労働者関連対策の概要

非正規労働者の失業予防、処遇改善、正社員化、生活・早期再就職支援、非正規雇用への流入予防等、非正規労働者の生活・雇用の安定等に資する事項について、効果が期待できる事項を抜粋(必ずしも非正規労働者のみを対象とする施策に限らない)。

平成24年度概算要求額:7,537億円(2,158億円)

I 若者等の就労促進による「全員参加型社会」の実現 371億円

- 1 「大学生現役就職促進プロジェクト(仮称)」の推進等
- 2 「若者ステップアッププログラム」によるフリーター等の就職支援の強化
- 3 ニート等の若者の職業的自立支援の強化
- 4 キャリア教育の推進
- 5 非正規労働者へのワンストップによる就労支援

II 地方自治体や民間と連携した重層的なセーフティネットの構築 6,123億円

- 1 雇用のセーフティネットの推進
 - (1) 雇用調整助成金を活用した企業の雇用維持努力への支援の実施
 - (2) 雇用保険制度によるセーフティネットの確保
 - (3) 求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給等を通じた就職支援
- 2 地方自治体との連携による雇用対策の推進
 - (1) 「福祉から就労」支援事業の拡充
 - (2) 地方自治体とハローワークの協定に基づく一体的実施の推進
- 3 民間等との連携による積極的就労・生活支援対策の推進等(長期失業者の再就職支援の強化)

III 暮らしの安心確保

【平成23年度補正予算による措置】
緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)の積み増し(貧困・困窮者の「絆」再生事業の拡大等)

IV 安心して働くことのできる環境整備 2,071億円

- 1 非正規労働者の雇用の安定・処遇の改善
 - (1) 有期労働契約に関する新たなルールの整備
 - (2) パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進
 - (3) 改正労働者派遣法の円滑かつ着実な施行
 - (4) 均等・均衡待遇や正社員化の推進(「均衡待遇・正社員化推進奨励金」等)
- 2 良質な労働環境の確保
 - (1) 最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業への支援と最低賃金の遵守の徹底
 - (2) 労働問題に関するワンストップ相談体制の整備
 - (3) 働く人のためのルールに関する教育の実施
 - (4) 労働保険の適用促進

V 一人ひとりのキャリアアップを支えるための人材の育成 2,369億円

- 1 成長分野の人材育成の推進
- 2 雇用のセーフティネットとしての職業能力開発支援の推進
 - (1) 離職者への公共職業訓練(委託訓練等)の推進
 - (2) 求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給等を通じた就職支援【再掲】
 - (3) ジョブ・カード制度の推進
- 3 企業内におけるキャリア形成の促進

VI その他対象者別の支援 150億円

- 1 女性の就業希望の実現(マザーズハローワーク事業の拡充)
- 2 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進
- 3 外国人労働者問題等への適切な対応(安定雇用の確保に向けた支援の実施等)

平成 24 年度概算要求における主な非正規労働者関連対策の概要

関連対策要求合計額 7,537 億円 (2,158 億円)

本ペーパーは、平成 24 年度厚生労働省予算概算要求事項の中から、非正規労働者の失業予防、処遇改善、正社員化、生活・早期再就職支援、非正規雇用への流入予防等、非正規労働者の生活・雇用の安定に資する事項について、必ずしも非正規労働者のみを対象とする施策に限ることなく、効果が期待できる事項を抜粋したものである。

I 若者等の就労促進による「全員参加型社会」の実現

371 億円

1 「大学生現役就職促進プロジェクト(仮称)」の推進等 136 億円

大学の未就職卒業生等の減少を図り、将来の日本を担う人材として育成するため、「新卒応援ハローワーク」を拠点としてジョブサポーターを配置し、主に現役大学生を対象に、ジョブサポーターの大学への恒常的な出張相談や、大学等の協力を得て未内定者の全員登録・集中支援などを行う「大学生現役就職促進プロジェクト(仮称)」を実施する。また、東日本大震災の影響により非常に厳しい就職環境にある被災地の新卒者・既卒者等への就職支援を強化する。

(参考)【平成 23 年度第 3 次補正予算】

○ 新卒者等の就職支援 235 億円

- ・ 震災や円高の影響を受けた新卒者等の就職支援のため、卒業後 3 年以内の被災既卒者を雇用した場合の奨励金の支給を延長等するとともに、ジョブサポーターの増員を図る。
- ・ 被災地において、就職面接の機会を継続的に提供する。

2 「若者ステップアッププログラム」によるフリーター等の就職支援の強化

95 億円

個別支援など専門的支援を中核として、トライアル雇用の活用や職業訓練の活用促進等により、就職氷河期世代も含めたフリーター等の就職支援を一層強化する「若者ステップアッププログラム」を推進する。特に、大都市部には、その効果的な実施のための拠点を設置する。

3 ニート等の若者の職業的自立支援の強化 20億円

地域若者サポートステーション事業の設置拠点を拡充（110箇所→115箇所）するとともに、アウトリーチ（訪問支援）による支援窓口への誘導體制を整備し、ニート等の若者の職業的自立支援を強化する。

4 キャリア教育の推進 0.1億円

教育行政と連携しながらキャリア・コンサルティングの手法を活用し、大学等の高等教育機関においてキャリア教育を効果的に指導することができる専門人材を養成する。

5 非正規労働者へのワンストップによる就労支援 24億円

非正規労働者の総合的な就労・生活支援体制の整備のため、全国に「非正規労働者総合支援センター」（キャリアアップハローワーク）及び同コーナーを設置し、担当者制によるきめ細かな就職支援と、専門家による生活支援制度に関する相談及び地方自治体と連携した生活・住居相談等を一体的に実施する。

II 地方自治体や民間と連携した重層的なセーフティネットの構築 6,123億円

1 雇用のセーフティネットの推進 6,030億円

(1) 雇用調整助成金を活用した企業の雇用維持努力への支援の実施

2,115億円

雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金を活用し、引き続き労働者の雇用の維持に取り組む事業主を支援する。

(参考)【平成 23 年度第 3 次補正予算】

○ 雇用調整助成金等の拡充

- ・ 円高により事業縮小を行う企業の雇用維持努力を支援する「雇用調整助成金」について、最近3か月としている生産量等の確認期間を1か月に短縮する等の要件緩和を行う。

(2)雇用保険制度によるセーフティネットの確保 **2,249億円**

リーマン・ショック以降の雇用失業情勢の悪化に対応するための給付日数の延長（個別延長給付）等の暫定措置（平成23年度末までの措置）等について、労働政策審議会の議論を踏まえ検討し、必要な措置を講ずる。

※国庫負担金の本則(1/4)復帰に係る経費については、予算編成過程において検討。

※失業等給付費として、2兆1,501億円(2兆298億円)を計上。

(3)求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給等を通じた就職支援

1,665億円

東日本大震災の影響による全国的な雇用の悪化への対応を含め、「求職者支援制度」により、雇用保険を受給できない求職者に対し、求職者が新たな職業能力や技術を身につけるための職業訓練を実施するとともに、訓練期間中の生活を支援するための給付金を支給すること等により、求職者の早期の就職支援を行う。

※うち国庫負担金の労働保険特別会計雇用勘定への繰り入れ428億円を計上。

※国庫負担金の本則(1/2)復帰に係る経費については、予算編成過程で検討。

2 地方自治体との連携による雇用対策の推進 **86億円**

(1)「福祉から就労」支援事業の拡充 **49億円**

東日本大震災の影響等による生活保護受給者の急増を踏まえ、自治体とハローワークの協定等による連携を基盤とし、福祉給付受給者を対象に、受給申請等の段階からの早期アプローチや、求人開拓、能力開発を通じたマッチングや定着に向けたフォローアップ等を重点に就労支援の強化を図る。

(2)地方自治体とハローワークの協定に基づく一体的実施の推進 **38億円**

地域主権改革の「アクション・プラン」を受けて、地方自治体からの提案を基に、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う業務の一体的実施の取組を推進する。

3 民間等との連携による積極的就労・生活支援対策の推進等 7億円

・長期失業者の再就職支援の強化 7億円

離職後1年以上の長期失業者及び長期失業に至る可能性の高い求職者に対して、民間職業紹介事業者への委託によるキャリアコンサルティング、就職セミナー、職業紹介や職場定着支援などの就職支援を総合的に実施する。

(参考)【平成23年度第3次補正予算】

○ 長期失業者の就職支援 0.8億円

- ・被災地等における長期失業者及び長期失業に至る可能性の高い求職者に対して、民間職業紹介事業者への委託によるキャリアコンサルティングや就職セミナー等を実施する。

Ⅲ 暮らしの安心確保

(参考)【平成23年度第3次補正予算】

○ 緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)の積み増し

367億円

・貧困・困窮者の「絆」再生事業の拡大

地域において「絆やつながり」を持ち続けることができるよう、住民ニーズの把握や見守り等の支援体制の構築など地域支援の仕組みによる社会的包摂を進めるための取り組みを支援するとともに、震災の影響による失業者の路上化防止、生活再建を図る。

・被災生活保護受給者に対する生活再建サポート

生活基盤を失ったり、遠隔地への避難を余儀なくされた被災生活保護受給者の生活再建を図るため、社会福祉士等の「生活再建サポーター」による個別支援を行う。

・生活福祉資金貸付の特例貸付の実施に伴う体制整備

被災した低所得世帯に当面の生活に必要な経費等の貸付けを行うことにより、生活の復興を支援する生活福祉資金貸付の特例貸付の実施体制の整備を行う。

・基金事業の実施期間の延長

離職者への住宅手当の支給、就労支援員の配置等の既存事業も含め、緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)の事業実施期間について平成24年度末まで延長する。

など

IV 安心して働くことのできる環境整備

2,071億円

1 非正規労働者の雇用の安定・処遇の改善 2,001億円

(1) 求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給等を通じた就職支援

【再掲】 1,665億円

(2) 有期労働契約に関する新たなルールの整備 0.6億円

有期労働契約によって働く労働者について、労働政策審議会での議論を踏まえ、雇用の安定や処遇の改善に向けた法制度の整備について検討し、必要な措置を講ずる。

(3) パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進 6億円

パートタイム労働法に基づく指導、専門家による相談・援助や職務分析・職務評価の導入支援を行うほか、労働政策審議会の議論を踏まえ、パートタイム労働者の公正な待遇の確保に向けた事業主による取組を推進する仕組みの導入など、パートタイム労働法制の整備について検討し、必要な措置を講ずる。

(4) 改正労働者派遣法の円滑かつ着実な施行 105億円

改正労働者派遣法案が成立した場合には、円滑かつ着実に施行するための制度の周知・指導を行う。また、派遣労働者の派遣先における直接雇用を促進するための措置を講ずる。

(5) 均等・均衡待遇や正社員化の推進 20億円

均衡待遇・正社員化推進奨励金の活用により、有期契約労働者とパートタイム労働者の均衡待遇・正社員への転換の実現を一体的に推進する。また、正社員転換制度、正社員との共通処遇制度等の導入や運用の効果等について、先進的に取り組んでいる企業の好事例を収集し、ホームページ等を活用して広く周知する。

(6) ジョブ・カード制度の推進

105億円

非正規労働者等のキャリア・アップのための有効なツールである「ジョブ・カード」について、対象となる訓練を公的な訓練全般（公共職業訓練や求職者支援制度による訓練）に拡大する。また、求職者と求人企業とのマッチングでの「ジョブ・カード」の活用の促進や、「ジョブ・カード普及サポーター企業」の開拓等により、「ジョブ・カード」の取得促進を図る。さらに、キャリア形成支援の観点から、対象を中小企業等の在職労働者や大学生等に拡大する。

(7) 「若者ステップアッププログラム」によるフリーター等の就職支援の強化

【再掲】

95億円

2 良質な労働環境の確保

70億円

(1) 最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業への支援と最低賃金の遵守の徹底

46億円

「雇用戦略対話」での合意を踏まえ、最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業への支援を引き続き実施する。また、最低賃金の遵守の徹底を図る。

(2) 労働問題に関するワンストップ相談体制の整備

15億円

依然として高水準で推移し、また「いじめ・嫌がらせ」といった相談が増加するなど、複雑・困難化している個別労働紛争（個々の労働者と事業主との間での職場のトラブル）の円滑かつ迅速な解決の促進を図るため、総合労働相談コーナーに高度な知識を有する相談員を配置するなど相談体制の強化を図る。

(3) 働く人のためのルールに関する教育の実施

0.2億円

個別労働紛争の未然防止・早期解決を図るため、労働者・事業主等に対し、労働契約法等の労働関係法令の教育、情報提供等を実施する。

(4) 労働保険の適用促進

8億円

労働者のセーフティネットである労働保険制度の健全な運営と費用負担の公平を期するため、労働保険の未手続事業一掃対策を推進する。

V 一人ひとりのキャリアアップを支えるための人材の育成

2,369億円

1 成長分野の人材育成の推進

2,244億円

介護・福祉、医療、子育て、情報通信等の成長分野について、民間教育訓練機関等を活用した実践的な公共職業訓練及び求職者支援訓練を推進するとともに、訓練修了者に対する就職支援を強化する。

また、環境・エネルギー分野など、今後新規に成長が期待される分野において、事業主等への委託による職場における実施を主体とした実践的な職業能力を付与する職業訓練の実施（成長分野人材育成プログラム（仮称））を推進するとともに、事業主団体、大学等高等教育訓練機関と連携し、カリキュラムの開発等を行う。

2 雇用のセーフティネットとしての職業能力開発支援の推進

2,230億円

(1) 離職者への公共職業訓練（委託訓練等）の推進

460億円

雇用のセーフティネットとして、離職者に対して成長分野等における公共職業訓練（委託訓練等）を的確に実施するとともに、訓練修了者への就職支援を強化する。

(2) 求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給等を通じた就職支援

【再掲】

1,665億円

（参考）【平成23年度第3次補正予算】

○ 公的職業訓練の拡充

330億円

被災地の復旧・復興に必要な人材や、環境・エネルギー分野等の成長分野における人材育成を進めるとともに、急速な円高による雇用への影響も考慮し、公共職業訓練及び求職者支援訓練の訓練規模等を拡充する。

(3) ジョブ・カード制度の推進【再掲】

105億円

3 企業内におけるキャリア形成の促進【一部再掲】

18億円

企業内での非正規労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、事業主が非正規労働者に対して職業訓練を実施する場合に、「キャリア形成促進助成金」により、引き続き必要な経費等の助成を行う。

(参考)【平成 23 年度第 3 次補正予算】

○ キャリア形成促進助成金の拡充

1億円

被災地の復旧・復興や、急速な円高の影響を受けた企業の新たな事業展開に資する能力開発を行う事業主に対して、「キャリア形成促進助成金」の助成率の引き上げ等を行う。

VI その他対象者別の支援

150億円

1 女性の就業希望の実現

23億円

子育て中の女性等がその能力を發揮できる職場を確保できるよう、マザーズハローワーク事業の設置拠点を拡充（168 箇所→173 箇所）するなど、マザーズハローワーク事業の一層の強化等を図る。

2 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

132億円

(1) ひとり親家庭の就業・生活支援等の推進

36億円

母子家庭の母等への就業支援を中心とした総合的な自立支援施策を推進する。

(2) 女性の就業希望の実現(再掲)

23億円

(3) 自立を促進するための経済的支援

64億円

母子家庭や寡婦の自立を促進するため、技能取得等に必要な資金の貸付けを行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

(4) 被災した母子家庭等への経済的支援

8億円

東日本大震災で被災した母子家庭等に対し、母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

3 外国人労働者問題等への適切な対応 19億円

(1)外国人の適切な就業の促進 18億円

日系人等の定住外国人に対し、引き続き安定雇用の確保に向けた適切な支援を実施する。

(2)外国人労働者の労働条件の確保 0.7億円

外国人労働者の労働条件をめぐる相談事例の外国語による情報提供を行うなど、外国人労働者の労働条件の確保を図る。